	道路運送車両法施行令の一部を改正する政令案要綱
第一	自動車登録番号標の封印の取付けに係る権限の委任
	道路運送車両法(以下「法」という。)第十一条第三項及び第五項に規定する国土交通大臣の権限を最
寄	寄りの地方運輸局長に委任することとすること。(第九条第一項関係)
第二	整備命令等に係る権限の委任
	法第五十四条の二第一項及び第二項に規定する地方運輸局長の権限は、自動車の現在地を管轄する運輸
監	理部長又は運輸支局長も行うことができること等とすること。(第九条第二項から第四項まで関係)
第 三	附則関係
	この玫令は平戎十五年四月一日から施行することとすること。(附則関係)

この正々に平方十子年四月一日たらが行っ No IJ ξ 2 2 J لح (所貝関係)

政令第	号
道路	道路運送車両法施行令の一部を改正する政令
内閣は、	道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十九号)の一部の施行に伴い、並び
に道路運送車両法	(車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第百五条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令
を制定する。	
道路運送	道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
第九条第一	(一項第二号中「法第二十二条第一項」を「法第十一条第三項及び第五項、第二十二条第一項」に
改め、同条	同条第二項第一号中「含む。)」の下に「並びに第五十四条の二第四項及び第五項」を加え、「 及び
」を「並びに」	)に」に改め、同条第三項中「及び」の下に「指示並びに」を、「勧告」の下に「並びに法第五十
四条の二第	四条の二第一項の規定による命令及び指示並びに同条第二項の規定による標章のはり付け」を加え、同条第
四項中「取消し」	(消し」の下に「並びに法第五十四条の二第六項の規定による処分」を加える。
附寸	則
この政令は、	`は、平成十五年四月一日から施行する。

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、整備命令等に関する地方運輸局長の権限を運

輸監理部長又は運輸支局長に委任する等の必要があるからである。

理 由

道路運送車両法施行令
(昭和
1二十六年政令第1
二百五十四号)

(傍線の部分は改正部分)

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令案参照条文

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 (略)

2 (略)

- 3 定めるやむ 自 動 車 · の 所 有 者 は、 を得ない事 当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又はき損したとき(次項ただし書の国土交通省令で 由に該当して取り外したときを除く。  $\smile$ Ŕ 国土交通大臣の行う封印の取付けを受けなければならない。
- 4 自動車登録番号標は、 に該当するときは、 何 人も、 国土交通大臣若しくは第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付け この限りでない。 これを取り外してはならない。 ただし、 整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない をし 事 由 た
- 5 封 印 ならない ては国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で国土交通大臣の行う封印の取付けを受けなければ 前 ·のみを取り外した場合にあつては国土交通大臣の行う封印の取付けを受け、 頃ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、 同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは 封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつ
- 第五十四条の二 全 動 適 分の改造、 |上必要な指示をすることができる。 車 |合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。 が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、 装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、 地方運輸局長は、 自動車 (小型特殊自動車を除く。 当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環 )が保安基準に適合しない状態にあり、 この場合において、 地方運輸局長は、 当該自動車 当 かつ、 T該 自 [動車 その原因が自動車又はその の使用者に対し、 の使用者に対し、 保安基準に 当該 境 保 自 部
- 2 令標章をはり付けなければならない。 地方運輸局長は、 前項の規定により整備を命じたときは、 当該自動車の前面の見やすい箇所に、 国土交通省令で定めるところにより、 整 備 命

3 (略)

- 4 め に必要な整備を行つた当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない 第 項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、 当該命令を受けた日から十五日以内に、 地方運輸局長に対し、 保安基準に適合させるた
- 5 地 方運輸局長は、 前項の提示に係る自動 車が保安基準に適合するに至つたときは、 直ちに第一項の規定による命令を取り消さなければならな

3 { 第百五条 7 第一条 この法律は、 2 6 ` Ξ 又は運輸支局長に委任することができる。 ιĵ 道 (権限の委任) この法律に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、 地方運輸局長は、 当該各号に定める日から施行する。 |路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十九号)(抄) 6 六月以内の期間を定めて、 定 施行期日) (略) 七十四条の改正規定、 第五十条、 (略) 附 (略) 第百九条第一号及び第六号の改正規定並びに附則第十五条の規定 (略) この法律に規定する国土交通大臣の権限は、 則 第五十一条及び第五十四条の改正規定、第五十四条の次に一条を加える改正規定、第六十九条第二項及び第三項の改正規定、 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 自動車の使用者が第一項の規定による命令若しくは指示に従わないとき又は第三項若しくは第四項の規定に違反したときは 第九十九条の次に二条を加える改正規定(第九十九条の二に係る部分に限る。 当該自動車の使用を停止することができる。 政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 政令で定めるところにより、  $\overline{\ }$ 第百八条第一号及び第二号の改正規 ただし、 次の各号に掲げる規定は 運輸監理部長 第